

頂いた主なご意見と国土交通省の考え方

ご意見概要	国土交通省の考え方
<p>1-1. 疑義のある診断書についてのみ原本を提出させることとし、不正行為をしたものには厳格な処分を行うことを示すことによって、不正防止の目的は達すると考えるため、すべからず原本を提出させることについては反対。</p>	<p>今回、不正が発覚した後、過去1年間に許可を申請した方に健康診断書の原本を提出して頂き、その内容をチェックしたところ、相当数の改ざんが新たに発覚致しました。これらは全て、申請時には改ざんが発覚しておりませんので、これまでどおりコピーを確認するだけでは、改ざんを発見することはおろか、改ざんの疑いを発見することすら困難です。</p> <p>つきましては、航空の安全を確保するためにも、原本を提出して頂き、申請書類の真正性を確認させて頂くことといたしますので、何卒ご理解とご協力をお願い致します。</p>
<p>1-2. 複数の場所における飛行許可を受けようとする場合、許可を申請する都度原本を提出し、その都度書留郵便でのやりとりが必要となるため、手続きが煩雑となり、費用負担も増加する。また、東京航空局及び大阪航空局の両局に対して同時に許可を申請する場合には、健康診断書が2通必要となり、負担が増加することになる。</p>	<p>通達9.3)では、原則として申請書類の原本の提出を求めることとしていますが、一方で地方航空局長が原本の提出を不要と認めるときは、原本の提出を不要としています。</p> <p>従って、一度申請がなされ、原本の真正性が確認されていれば、その後の申請は、申請書類の有効期限が切れていないという前提のもとにおいては、原則コピーのみによる申請が認められますので、ご指摘のように許可の申請の都度書留郵便によるやりとりが必要になることはありません。</p> <p>また、東京航空局及び大阪航空局の両局に対して同時に許可を申請する場合には、いずれか一方の局に原本を提出して頂き、もう一方の局には原本は他方の局に提出済みであることを伝えて頂ければ、両方の局に原本を提出して頂く必要はありません。</p>
<p>1-3. 現在でも健康診断書の単純な記入漏れがあり、記入漏れがあった場合には、原本を医師に持参して補正し、それをFAXで提出する方法をとっている。</p> <p>通達の改正後は、申請後に診断書の内容について不備を指摘された場合、その事項を修正するために原本の返却を求める封筒の送付とその封筒での返却・再提出のために郵送という一連の作業が必要となり、許可の遅れが</p>	<p>単純な記入漏れであり、当該記入漏れの箇所が不明なままであっても許可の基準を満たすことが明らかな場合には、当該記入漏れの部分については、電話による口頭での確認等を行うことで申請を受理できるものと考えておりますので、ご指摘のような手続きの遅延は、それほど頻繁に生じるものではないと考えております。</p> <p>例えば、片目の視力が0.7以上であれば、両目の視力</p>

<p>著しくなるものとする。</p>	<p>が未記入であったとしても、両目で視力が0.7以上という健康診断判定基準を満足することは明らかであることから、両目の視力について加筆を求めることはありません。</p> <p>ただし、記入漏れ等の箇所が明らかにならなければ、許可の基準を満足するか否かの判断が付かない場合には、ご指摘のとおり、書類を一度返送し、その後再提出して頂く手続きが発生致しますので、必要事項の記入漏れ等がないよう、申請に際してはご留意願います。</p>
<p>1-4. 郵送での返却に当たり、書留が指定されているため、経費が増加するのみならず、本人不在のときは受領できないこととなり、書類の返却に時間がかかることとなり、不都合であるとする。</p>	<p>郵便事故を防止するため、原則としては書留で返却することとしておりますが、申請者が郵便事故等の可能性を理解し、その上で普通郵便等の返却方法を指定した場合は、当該指定された方法で返却することとしております。従って、経費が増加するというご指摘や、不在の際に受領できないというご指摘は、一概にはあたらないものと考えております。</p> <p>いずれにしましても、申請者の意向を十二分に尊重して対応して参る所存です。</p>
<p>1-5. 「要領」2-2)本文ただし書きの中、返却は相談の上という制限は「その他特別な事由がある場合」のみとすべき。</p> <p>そして、「要領」2-2)－①中（書留相当の切手を貼付したものに限る。以下同じ。）の部分は削除すべき。</p> <p>返却用封筒については、申請者の責任に任せるべきである。</p>	<p>返却方法については、1-4. においても述べておりますように、申請者の意向を十二分に尊重して対応して参りますので、ご指摘のとおり、申請者の責任にお任せすることが原則であると考えております。</p> <p>ただし、申請者、行政庁ともに返却方法について合意し、当該返却方法において生じるリスク等（例えば普通郵便による返却の場合は郵便事故が生じた際の補償が無いこと等。）について認識を共有しておかなければ、万が一の際の責任の所在が不明確になることから、返却は相談の上と規定しているところです。</p>
<p>1-6. 「許可の手続き等」11-3)において、申請不受理の理由に「受理することが適当ではないと認められる場合」を挙げているが、「適当ではない」の内容が不明確で、裁量の幅がありすぎるため、当該規定は削除すべき。</p> <p>当該規定は、書き間違い等の場合における不受理を想</p>	<p>ご指摘の規定は、例えば、記入漏れ等の書類不備については当該不備を修正するまでは受理しないこと等、軽微なケースにおける不受理を想定したものであり、不必要に裁量の幅を広げる意図はありません。このような規定を設けた理由は、これまでは申請を受理しない場合を明確に規定</p>

定したものと考えているが、そのような場合においては、受理したまま補正を認めるという従来の措置を踏襲すべき。

していなかったため、軽微な修正等については、その場で修正をお願いし、修正が施されてから受理するという運用が可能であったのですが、今般の改正で受理を行わない場合を明確化することから、そのような運用上の軽微な修正指示等が行える旨を規定しない場合には、逆転解釈として、当該修正指示等が行えないものと解されるおそれがあるためです。

ただし、裁量の幅が広範であるようにも読める規定であるとのこと指摘は、そのとおりと考えますので、「提出された書類に記載されるべき事項が記載されていない場合その他の申請を受理することが適当ではないと認められる場合。」と修正することによって、軽微な場合における不受理の規定であることを明確化致します。

2. クラブの会員は複数の県に散らばって存在しており、健康診断書の原本を提出することになれば複数枚用意しなくてはならないことから、余分な費用が必要となる。これまでどおり、コピーの提出で問題ない。

原本は申請者ひとりあたり1部提出して頂ければ足りるものと考えておりますし、改ざん等の不正が無いことが確認できれば当該原本はお返しすることとしておりますので、ご指摘のような不要な追加的負担を求めるものではありません。また、お返しする方法につきましても、許可証を送付する際に併せてお返しする等、追加の費用負担が極力生じないように努めて参りますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

なお、申請に必要な書類のうち、一部のものについては、コピーによる申請を認めてきたところですが、今般、一部の書類に悪質な改ざんが行われるという、非常に残念な事実が発覚したところです。当該改ざんは、原本を修正液等で修正した後、その原本をコピーするという方法で行われており、これまでのようにコピーを確認するだけでは、書類の真正性が確保できません。このような背景により、コピーによる申請の場合には、原本を併せて確認することによって、真正性を確保し、もって、安全な飛行を担保する必要がありますので、原本の提出にご理解とご協力をお願い致します。